

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成30年3月30日付け29農振第2604号 最終改正 <u>令和3年1月28日付け2農振第2609号</u></p> <p>第1 目的</p> <p>我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが重要である。</p> <p>そのためには、担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農地の整備を実施し、農業の構造改善を図ることが不可欠である。</p> <p>このため、本事業により、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化等を推進し、もって、豊かで競争力ある農業の実現に資することとする。</p> <p><u>あわせて、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図る観点から、水田の貯留機能向上のための取組を促進することとする。</u></p> <p>第2 事業の内容</p> <p>本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省農村振興局長及び生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>6 スマート田んぼダム実証事業</u> <u>自動給排水システムにより、水管理の効率化を図るとともに水田の貯留機能向上を検証する事業</u></p> <p>第3～第6 [略]</p> <p>第7 事業の申請等</p> <p>1 都道府県知事は、<u>第2の1から5までの事業</u>を実施しようとするとき</p>	<p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成30年3月30日付け29農振第2604号 最終改正 <u>令和2年3月31日付け元農振第3602号</u></p> <p>第1 目的</p> <p>我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが重要である。</p> <p>そのためには、担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農地の整備を実施し、農業の構造改善を図ることが不可欠である。</p> <p>このため、本事業により、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化等を推進し、もって、豊かで競争力ある農業の実現に資することとする。</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省及び生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。</p> <p>1～5 [略] (新設)</p> <p>第3～第6 [略]</p> <p>第7 事業の申請等</p> <p>1 都道府県知事は、<u>本事業</u>を実施しようとするときは、事業採択申請書、</p>

は、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、第 5 に掲げる計画及び農村振興局長等が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、農村振興局長等が別に定める期日までに、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 地方農政局長等は、農村振興局長等が別に定めるところにより、前項で提出された事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。

3 第 2 の 1 から 5 までの事業において 都道府県以外を事業実施主体とする場合 及び第 2 の 6 の事業の申請及び採択については、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

第 8 ・ 第 9 [略]

事業計画概要書（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、第 5 に掲げる計画及び農村振興局長等が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、農村振興局長等が別に定める期日までに、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 地方農政局長等は、農村振興局長等が別に定めるところにより事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。

3 都道府県以外を事業実施主体とする場合の申請及び採択については、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

第 8 ・ 第 9 [略]

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。